

## 別記

### 審議概要

#### 1 公開案件の審議

##### (1) 議案第1号 北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について

ア 説明員 川端特別支援教育担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

#### 【川端特別支援教育担当局長】

特別支援学校高等部の教育課程編成基準は、学校教育法施行規則において、特別支援学校の教育課程については、学習指導要領に基づき編成することとされており、また、特別支援学校高等部の専門学科の教育課程については、設置者が定めることとされていることから、これまで、道教委としては、北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準を定め、各学科に必要な目標や標準単位数などをお示ししているところです。

次に、改正の概要について説明します。1ページを御覧ください。

1の改正の趣旨ですが、平成31年（2019年）に公示された特別支援学校高等部学習指導要領が、令和4年（2022年）4月1日に施行されることに伴い、今回、所要の規定の整備を行うために、編成基準の一部を改正しようとするものです。

2の改正の内容は、記載のとおり、主に2点あり、1つ目として、主として専門学科において開設される科目の名称変更及び新たな科目の設置並びに各教科・科目の標準単位数の一部を改めること、2点目として、学習指導要領の引用箇所の変更その他文言整理を行うこととしています。

具体的な改正箇所ですが、資料11ページ以降に新旧対照表を掲載しており、今回改正する箇所に下線を引いています。主な改正箇所ですが、まず、2（6）、（7）の「総合的な探究の時間」に下線を引いておりますけれども、学習指導要領が改訂され、従来の総合的な学習の時間について、より探究的な活動を重視する観点から、位置付けを明確にする

ために、総合的な学習の時間が総合的な探究の時間に改められたことから、今回改正するものです。

次に、12ページを御覧ください。別記2の視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科・科目について、表に記載のとおり、特別支援学校高等部の学習指導要領に準じて科目名を改正するとともに、北海道立高等学校教育課程編成基準に準じて、標準単位数を改正しようとするものです。

なお、科目名については、社会や産業の変化の状況を踏まえて手直しをしています。例えば、13ページの(2)商業に関する各科目に、今回、「観光ビジネス」というものを新たに科目で設けましたが、これは、グローバル化、国際化に対応した社会の変化に対応して、科目を設定するものです。

この改正の施行期日については、資料1ページの3に記載のとおり、令和4年(2022年)4月1日から施行とし、令和4年(2022年)4月1日以降に第1学年に入学する生徒から適用することとしています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【山本委員】**

時代に即した科目名の変更という説明がありましたが、資料を見ると、商業のみならず、情報や印刷などについても、今日の状況を踏まえた科目名の変更が行われていることが、よく分かります。

1点質問があります。標準単位数に幅が設けられていることについてです。各学校では、標準単位数に基づいて教育課程を編成することになりますので、標準単位数にある程度の幅を設けるとするのは当然だろうと思いますが、科目によって、幅が非常に大きいものと小さいものがあります。例えば、資料3ページの上から7つ目にある船舶工学は、2単位から18単位と非常に大きな幅になっている一方、8ページの印刷総合実習は、16単位から18単位という極めて小さい幅になっています。もち

ろん、専門性を身に付ける趣旨があつてのことだろうとは思いますが、科目によって幅が大きいものと小さいものがあることについて、もう少し、補足で説明をいただきたいと思います。

**【川端特別支援教育担当局長】**

単位数の幅についてですが、本道は、広域分散型で様々な地域に学校が点在していますので、例えば、地域の人材を活用して授業を行おうとしても、地域の人材の中で適任者が見当たらないということであれば、多くの授業時間を設定することが難しく、単位数を増やせないというケースがありますし、それとは逆に、人材を確保できる地域で、ある程度多めに授業時数を設定しても、対応可能というケースもあります。生徒の障害の状況、地域の実態、学校の実情、また、学校の特色をどのように考えるかということなど、様々な要素がありますので、単位数に幅を設けているところです。

なお、船舶工学が2単位から18単位となっている点ですが、これまで、特別支援学校では、船舶に関する履修等はないのですけれども、例えば、短期間に集中して学習し、免許を取得して専門性を高めていくといったことが想定されるのではないかと思います。

**【山本委員】**

分かりました。高等学校の教育課程編成基準に準じるという説明があつたように、高い専門性を身に付けて社会に出ていくということを狙いとしていると思いますので、是非、専門的な力を身に付けて卒業できるように教育課程を編成していただきたいと思います。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

今回、総合的な学習の時間を総合的な探究の時間に改めるということですが、学習が探究に変わることによって、授業内容は今までとどう変わるのでしょうか。

**【川端特別支援教育担当局長】**

まず、学習から探究に変わるという理由ですが、従来の総合的な学習

の時間でも、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくような授業を行ってはいたのですけれども、今回の学習指導要領の改訂において、より自己の生き方や在り方を考える、そして、課題を自発的に発見して解決していけるような力を育成するということから、総合的な探究の時間へと改められたところです。これまでは、先生が主体となり、生徒たちに教える、伝えるという形が多かったですが、総合的な探究の時間の中では、子供たちが自分で学び方を考え、また、特別支援学校の生徒ですので、自分の得意、不得意を把握した上で更に理解を深めていくなど、授業内容として、子供たち自身が考え、取組を発展させていくような仕掛けが多くなっています。

**【青山委員】**

決まりきった型の中での学習ではなくて、もう少し広げた、学ぶ意欲を引き出すような取組ということでしょうか。

**【川端特別支援教育担当局長】**

はい。今後、子供たちが、体験をする中で、持っている知識を当てはめて応用していくような取組も、多くなっていくことを期待しているところです。

**【橋場委員】**

13ページの商業に関する科目の標準単位数が2単位ずつ減っていますが、これには、何か理由があるのでしょうか。

**【金田特別支援教育課長】**

学校では、科目を組み合わせることで学ぶということになります。個々の科目の単位数が減っても、複数の科目を学ぶことによって、トータルで学ぶ量を充実させられるということも考慮して、単位数の考え方を見直したところです。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思い

ますがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。